

2022（令和4）年度
学校法人稲置学園 ガバナンス・コード遵守状況の公表

学校法人が教育研究の質の向上を図り、成長・発展し続けるためには、組織内部において適切な執行と監督の仕組みを構築することが不可欠であり、また、高い公共性を維持する観点から、経営の状況や意思決定の仕組みについて透明性を確保し、ステークホルダーに対する説明責任を果たすことも必要となっています。

この度、一般社団法人日本私立大学連盟により策定された「私立大学ガバナンス・コード【第1.1版】」に準拠し、金沢星稜大学と金沢星稜大学女子短期大学部を設置する学校法人として、稲置学園における自律性、公共性、透明性、継続性に係る内部統制体制の状況を確認した結果について、以下の通りに公表いたします。

・「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	遵守	1-1	遵守
2. 公共性の確保	遵守	2-1	遵守
		2-2	遵守
3. 信頼性・ 透明性の確保	遵守	3-1	遵守
		3-2	遵守
		3-3	遵守
4. 継続性の確保	遵守※	4-1	遵守
		4-2	遵守※

「遵守※」：下位の項目に達成できていないものがあるが、当該の原則を遵守していると判断した場合

それぞれの基本原則及び遵守原則の状況については、次頁の通りです。

- ・各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	遵守
基本原則の遵守情報に係る説明	下位項目である遵守原則 1-1 を遵守していることから、当法人は当該原則を遵守している。
遵守原則「1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得」	
遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	遵守
基本原則の遵守情報に係る説明	下位項目である遵守原則 2-1 及び 2-2 を遵守していることから、当法人は当該原則を遵守している。
遵守原則「2-1 有益な人材の育成」	
遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。
遵守原則「2-2 社会への貢献」	
遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	遵守
基本原則の遵守情報に係る説明	下位項目である遵守原則 3-1 及び 3-2 並びに 3-3 を遵守していることから、当法人は当該原則を遵守している。
遵守原則「3-1 法令の遵守、社会貢献」	
遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。
遵守原則「3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備」	
遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。
遵守原則「3-3 積極的な情報公開」	
遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	遵守※
基本原則の遵守情報に係る説明	<p>基本原則4.「継続性の確保」について、下位の遵守原則4-1は「遵守」としている一方で、遵守原則4-2は「遵守※」となっている。次項の「遵守原則の遵守方法に係る説明」にある通り、大学運営に係る諸制度や諸機関の機能実質化を図っており、財政基盤の安定化及び強化についても、必要な体制整備及び取り組みを行っている。</p> <p>危機管理体制の整備については課題があるものの、必要な取り組みを事業計画の到達目標に明記するなど、大学における教育研究活動の維持及び継続並びに発展に努めていると考えられる。</p> <p>これらのことから、基本原則4の趣旨に鑑みて、当法人は継続性を確保できていると判断し、「遵守※」との判断を行った。</p>
遵守原則「4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営」	
遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。
遵守原則「4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化」	
遵守状況	遵守※
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>重点事項4-2-1については、学生納付金以外の収入の多様化を目指し、寄付金を含む外部資金獲得増加に向けた各種取り組みを進めている。したがって、本法人は教育研究活動の継続性確保のための財政基盤の安定化及び強化に努めていると判断し、遵守していると判断した。</p> <p>一方で、重点事項4-2-2については、危機管理室リスク管理統括課を中心に、新型コロナウイルス禍においても適切な危機対応を行っているものの、危機等の発生に備えた各種規程、マニュアルなどに具体的プロセス等が十分に規定されておらず、2023年度中に整備・明文化することとしている。また、情報システムについては、情報システム部において、会計関連情報システムにおけるアクセス権限の整備として「学校法人稲置学園 会計関連情報システム基本規程」を2022年1月に策定した。法人内のその他情報システムのアクセス権限については実質的な管理に及んでいるものの、運営体制の確立には至っていない。必要な事項については事業計画の到達目標に明記し、確実に取り組むこととして認識・共有をしている。</p> <p>以上のことから、十分ではない点があるものの、信頼性及び継続性確保に向けた危機管理体制の拡充に努めていることから、当該原則について、「遵守※」と判断した。</p>